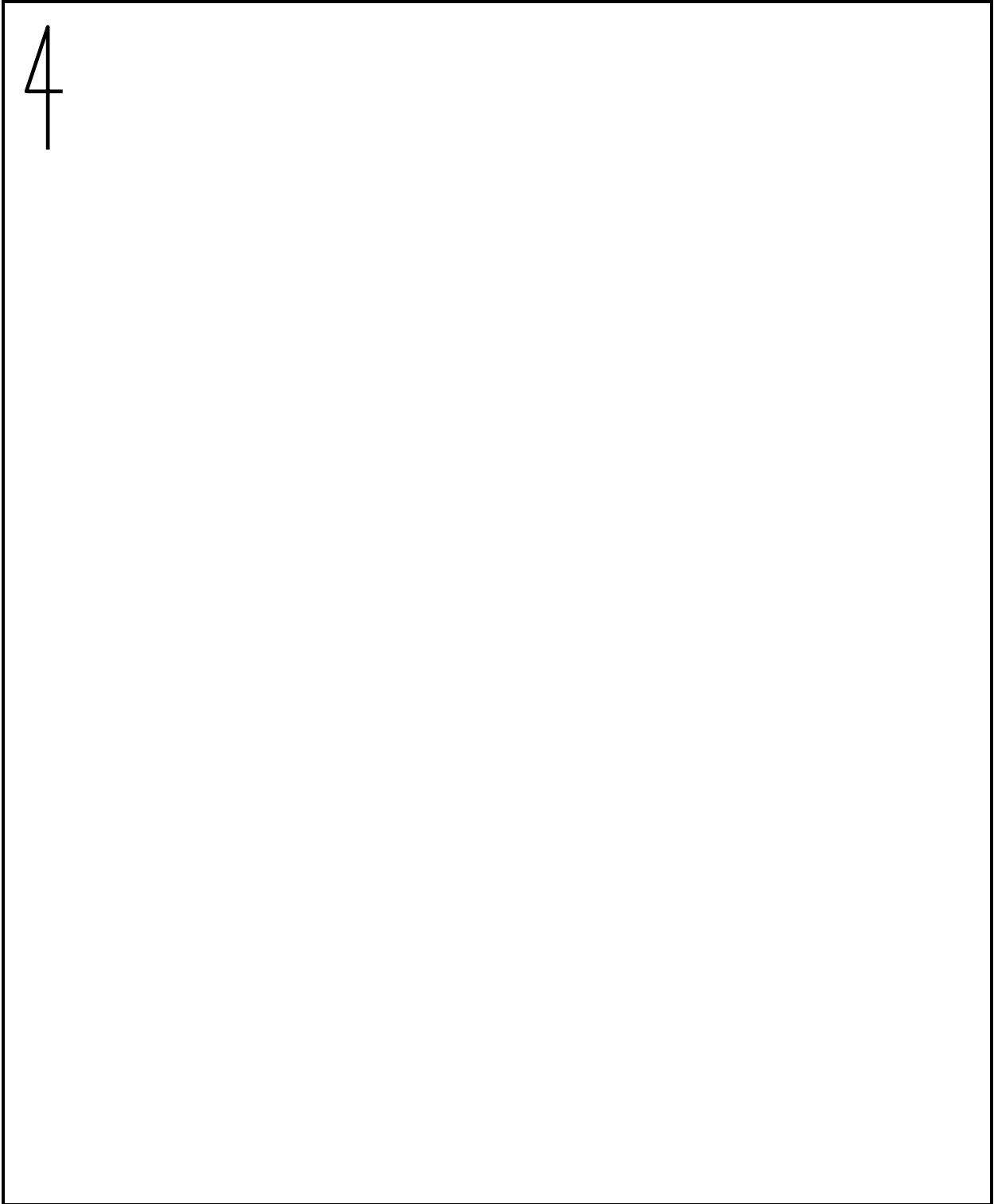


宅地建物取引業を営む事務所が複数ある場合、地図及び写真は事務所ごとに作成すること。

## 事務所付近の地図



(記入上の注意)

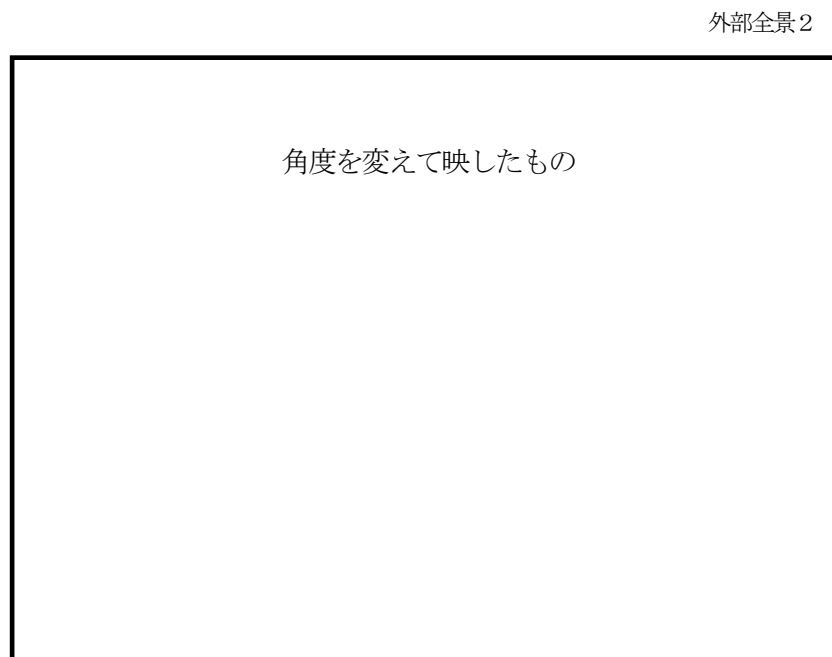
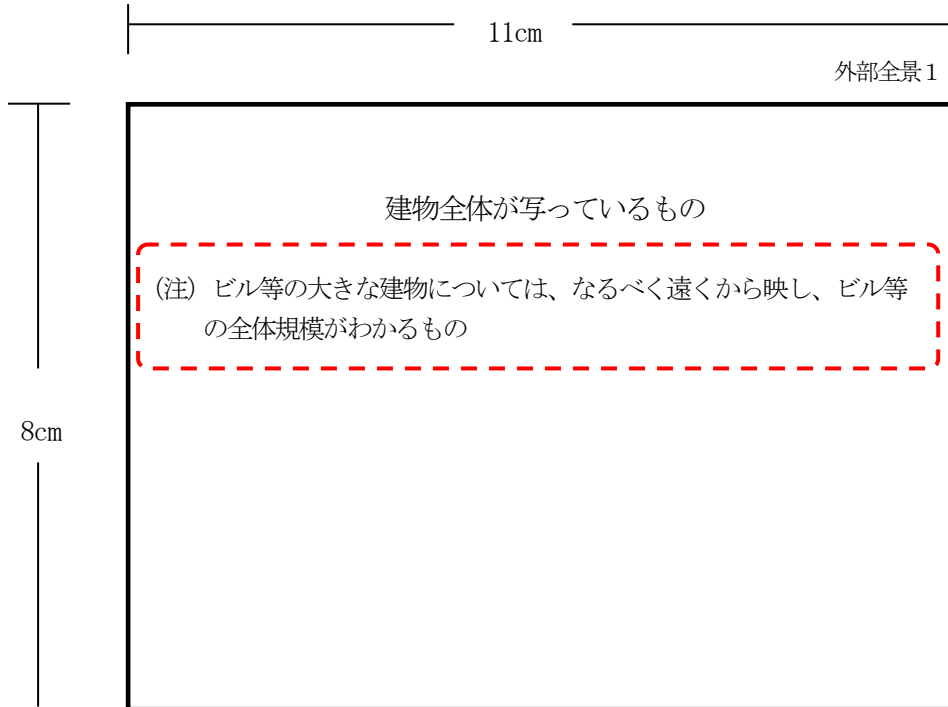
事務所付近の地図は、事務所の所在地を明記し、最寄りの交通機関・公共・公益施設等の位置を明示した概略図で、土地不案内の者でも事務所に着けるように作成すること。

**備考** 事務所の要件

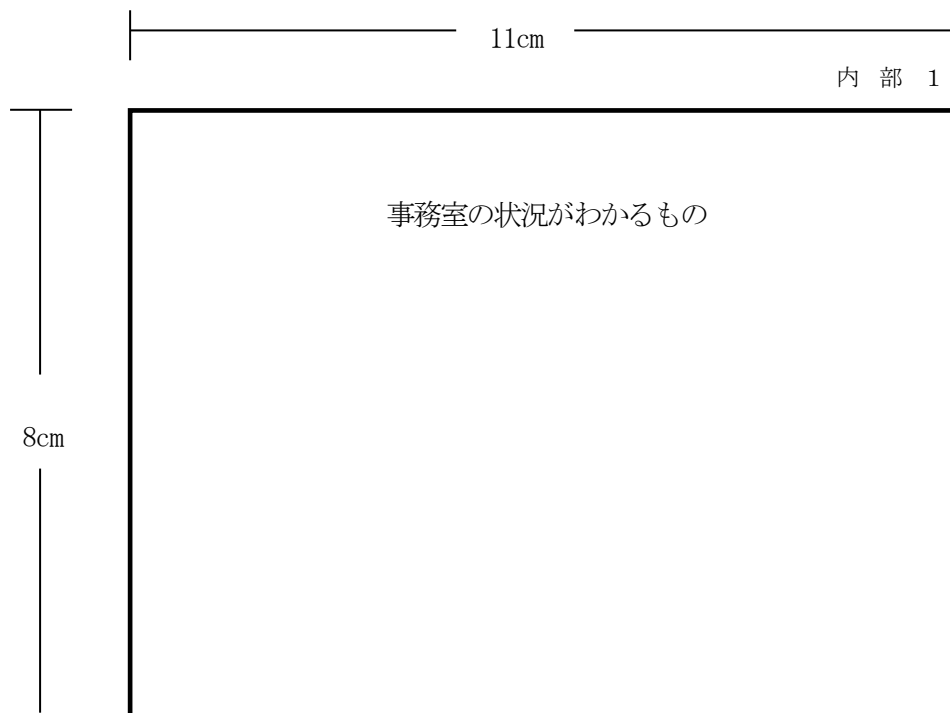
- 1 独立した事務所であること。
- 2 建物の同一階を複数の法人又は個人が使用する場合には、出入り口が別にあり、他の法人又は個人が使用する部分を通行することなく、事務所に到達できること。  
他の法人又は個人の使用部分との間に壁がない場合は、高さ180cm以上のパーテーション等固定の間仕切りがあり、相互に独立していること。
- 3 事務所として、居住用の建物を使用する場合は、以下の要件により認める場合がある。
  - (1) 自宅として使用している、一般の戸建て住宅の一部を事務所とする場合
    - イ 住宅の出入り口(玄関)以外に、事務所へ直接入れる専用の出入り口がある。
    - ロ 事務所専用の出入り口がない場合、住宅の出入り口(玄関)から事務所まで、居住用の部屋、台所等を通らずに到達できること。また、事務所を通行することなく、居住用の部分に到達できること。
    - ハ ほかの部屋と壁で間仕切りされている。
    - ニ 当該部屋の内部が事務所としての形態を整えており、事務所だけに使用している。
  - (2) 居住用のマンションを、事務所としてのみ使用する場合
    - イ 事務所としてのみ使用し、居住している者がいない。
    - ロ 内部が事務所としての形態を整えている。
    - ハ マンションの管理規約、使用規則等で、事務所として使用することを禁じていない。
  - (3) 居住用のマンションで、事務所と住居を兼ねる場合
    - イ 当該部屋の内部が事務所としての形態を整えており、事務所だけに使用している。
    - ロ ほかの部屋と壁で間仕切りされている。
    - ハ マンションの管理規約、使用規則等で、事務所として使用することを禁じていない。
    - ニ 事務所部分と居住部分が明白に区別されている。
    - ホ 居住用の部屋、台所等を通行することなく、事務所に到達できること。また、事務所を通行することなく、居住用の部分に到達できること。

※ 上記2及び3(1), (3)に該当する場合は、「間取り図」を添付すること。

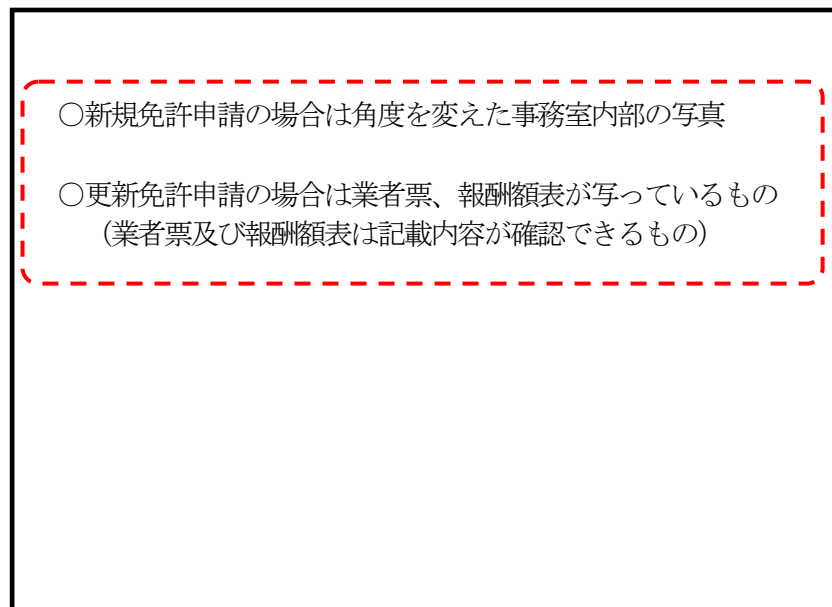
## 事務所の写真



## 事務所の写真

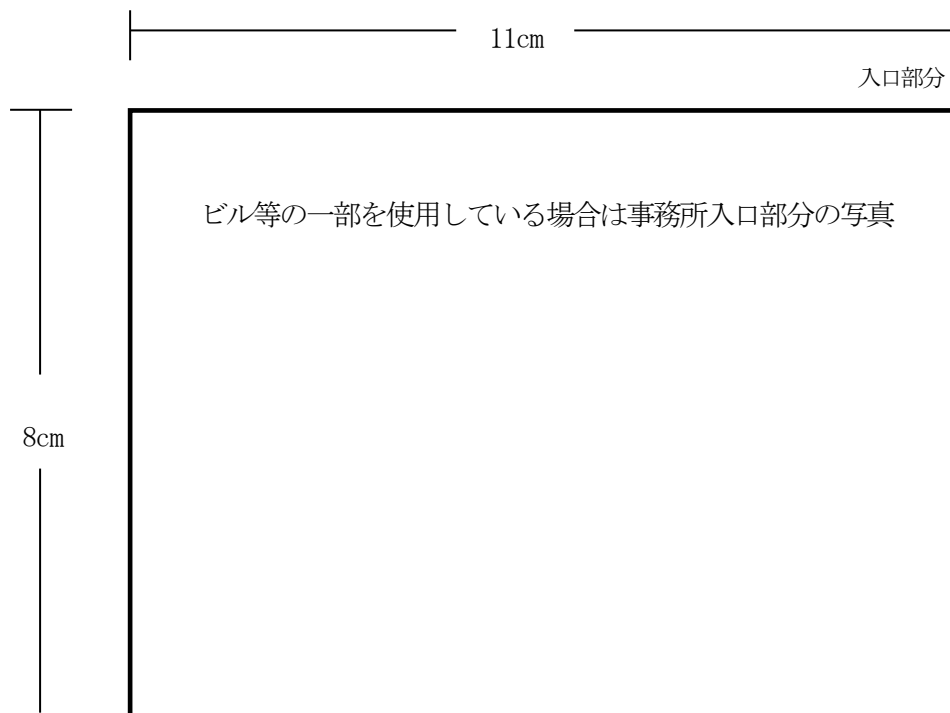


内部 2

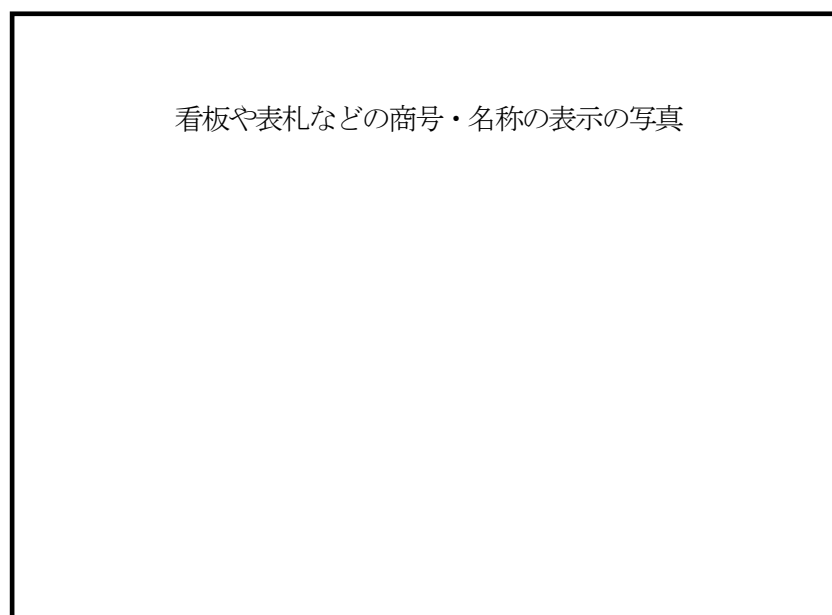


- 新規、更新とも、事務所内部は電話、FAX、プリンター、パソコン等の設置状況が分かるように撮影すること。  
(業務を行うための機能を備えていることを確認できるもの)
- 業者票、報酬額表は、掲載場所、記載事項が判読できるように撮影すること。
- 必要なものが1枚に写りきらないときは、写真及び台紙を追加し、提出すること。

## 事務所の写真



その他



- ・「看板や表札などの商号・名称の表示の写真」は、文字が読み取れるように撮影すること。
- ・新規免許申請で、看板や表札が未整備の場合は、暫定的に張り紙等で商号を表示すること。